

# 6月補正予算の総額 3億5176万9千円

表1 平成20年度 6月補正予算の概要 (単位:千円)

会計名	既定額	補正額	計	備考
一般会計	23,580,000	351,769	23,931,769	
国民健康保険特別会計	6,265,412	-63,551	6,201,861	国保連合会負担金 72 前期高齢者納付金 725 老人保健拠出金 17,880 介護納付金 ▲41,497 予備費 ▲40,731
老人保健特別会計	596,700	71,783	668,483	償還金 222 一般会計繰出金 71,561
公共下水道事業特別会計	1,872,368	339,545	2,211,913	長期債償還元金 339,545
農業集落排水事業特別会計	1,265,525	124,530	1,390,055	長期債償還元金 124,663 長期債償還利金 ▲133
簡易水道事業特別会計	313,966	154,562	468,528	長期債償還元金 154,562
水道事業会計	1,446,788	318,731	1,765,519	長期債償還元金 320,294 長期債償還利子 ▲1,563
補正されなかった会計に係る額	4,015,462		4,015,462	
合計	39,356,221	1,297,369	40,653,590	

平成20年6月定例会は、6月12日～6月27日までの日程で開かれ、6月補正予算をはじめ専決処分2件、条例案16件、予算案7件、報告5件の合計30件と、追加議案1件、合わせて31件が提案されました。

176万9000円となりました。歳出については、総務費46万4000円、民生費447万6000円、衛生費219万2000円、土木費24万5000円、教育費950万円、公債費3億306万2000円を増額補正、農林水産業費17万円を減額補正する内容です。

各会計の補正額は、表1のとおりです。

なお、一般会計補正予算の

表2 一般会計補正予算の主な内容 (単位:千円)

事業名	金額	事業の概要
地域振興費 地域公共交通会議設置費	167	市内循環バス及び大信自主運行バスの継続運行に必要となる「地域公共交通会議」開催に要する経費
中国残留邦人生活支援事業	4,404	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が一部改正され、平成20年4月1日より施行されたことに伴う支援事業 ・医療費に係る支払基金審査支払手数料 3千円 ・生活支援給付 2,494千円 ・住宅支援給付 527千円 ・医療支援給付 1,380千円
小児平日夜間救急医療事業	1,830	小児平日夜間救急医療事業負担金 ・実施主体 白河厚生総合病院 ・開設日時 月曜日～金曜日 午後7時～午後10時 ・開設場所 白河厚生総合病院内 ・事業開始日 平成20年7月1日(火) 予定
文化財保護費	8,349	新 史跡及び名勝「南湖公園」冊子の作成。397千円 ○ 白川城跡法面改修工事費 7,751千円 ○ 文化財保存事業補助金 201千円 松風亭羅月庵の保存修理に対する助成
体育施設一般管理費	1,151	中央体育館バスケットボールゴール修繕
公的資金補償金免除繰上償還及び福島県市町村振興基金の繰上償還	359,184	平成19年度に引き続き、減債基金を活用して、公的資金及び福島県市町村振興基金を繰上償還し、財政の健全化を図る。 ・公的資金補償金免除繰上償還 315,092千円 ・福島県市町村振興基金繰上償還 44,092千円
繰上償還による長期債償還元金の低減	-20,706	平成20年9月の繰上償還による平成21年3月償還分の長期債償還元金の低減額
繰上償還による長期債償還利子の低減	-3,416	平成20年9月の繰上償還による平成21年3月償還分の長期債償還利子の低減額
その他	806	国民健康保険特別会計繰出金 72千円 簡易水道、農業集落排水、公共下水道事業における公的資金補償金免除繰上償還額とその借換債の差額分の繰出金 437千円 市有地内杉の木枝折れによる物損事故に係る賠償金 297千円
計	351,769	

主な内容につきましては、表2のとおりです。  
白河市税条例の一部改正は、税制改正に伴い、個人市民税については、「ふるさと納税制度」を含む、寄附金控除方式の見直し、上場株式の譲渡

所得及び配当等に対する税率の特例措置の見直し、固定資産税は、新築住宅にかかわる減額措置の延長、熱損失防止改修に伴う減額措置の創設等です。

# 国民健康保険税 条例の一部改正

表3 改正の主な概要

- ① 後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税に後期高齢者支援金等課税が追加され、その算定額の基準を定めた。
- ② 課税賦課限度額を変更した。
- ③ 特定世帯について、減額措置を定めた。  
国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療保険に移られたことにより、その世帯で国民健康保険に残る方が一人だけになる世帯（後期高齢者医療保険に移られてから5年間に限り、世帯別の平等割が半額となる。）
- ④ 旧被扶養者について減免措置を定めた。
- ⑤ 平成18年度及び平成19年度の課税特例を削除した。

国民健康保険特別会計補正予算は、6355万1000円を減額し、歳入歳出予算総額は62億186万1000円となりました。

国民健康保険条例の改正の主な内容は、後期高齢者医療制度創設に伴い、国民健康保険税に新たに後期高齢者支援金等課税額が追加されました。改正の主な概要は、表3となります。

なお、課税額・率は、表4と表6のとおり変更となりました。

表4 課税基礎額の限度額(所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算額)

区分	平成20年度	平成19年度	差引
医療分	470千円	560千円	▲90千円
後期高齢者支援分	120千円	-	120千円
・所得割額			
・資産割額			
・均等割額			
・平等割額			
(介護分)	(90千円)	(90千円)	(0千円)
計	680千円	650千円	30千円

表6 平成20年度国民健康保険税後期高齢者支援金等の額と税率について

区分	平成20年度	平成19年度	差引
後期高齢者支援分			
・所得割額	1.83%	-%	1.83%
・資産割額	5.08%	-%	5.08%
・均等割額	5,400円	-円	5,400円
・平等割額			
特定世帯	3,350円	-円	3,350円
それ以外	6,700円	-円	6,700円

表5 平成20年度国民健康保険税医療分の額と税率について

①旧白河市

区分	平成20年度	平成19年度	差引
医療分			
・所得割額	7.17%	9.00%	▲1.83%
・資産割額	19.92%	25.00%	▲5.08%
・均等割額	21,000円	26,400円	▲5,400円
・平等割額			
特定世帯	13,150円	-円	13,150円
それ以外	26,300円	33,000円	▲6,700円

②旧表郷村

区分	平成20年度	平成19年度	差引
医療分			
・所得割額	5.18%	6.34%	▲1.16%
・資産割額	19.92%	25.00%	▲5.08%
・均等割額	19,800円	24,800円	▲5,000円
・平等割額			
特定世帯	11,650円	-円	11,650円
それ以外	23,300円	29,000円	▲5,700円

③旧大信村

区分	平成20年度	平成19年度	差引
医療分			
・所得割額	6.16%	7.66%	▲1.50%
・資産割額	21.91%	27.66%	▲5.76%
・均等割額	18,000円	22,500円	▲4,500円
・平等割額			
特定世帯	13,300円	-円	13,300円
それ以外	26,600円	33,300円	▲6,700円

④旧東村

区分	平成20年度	平成19年度	差引
医療分			
・所得割額	6.16%	7.66%	▲1.50%
・資産割額	22.43%	28.34%	▲5.91%
・均等割額	20,800円	26,100円	▲5,300円
・平等割額			
特定世帯	12,450円	-円	12,450円
それ以外	24,900円	31,100円	▲6,200円

そのほか、白河市営住宅条例の一部を改正する条例、白河市表郷クリニック条例の一部を改正する条例など11議案に対して、一般質問・質疑に15名の議員が登壇し、活発な審議が行われました。



総合健診